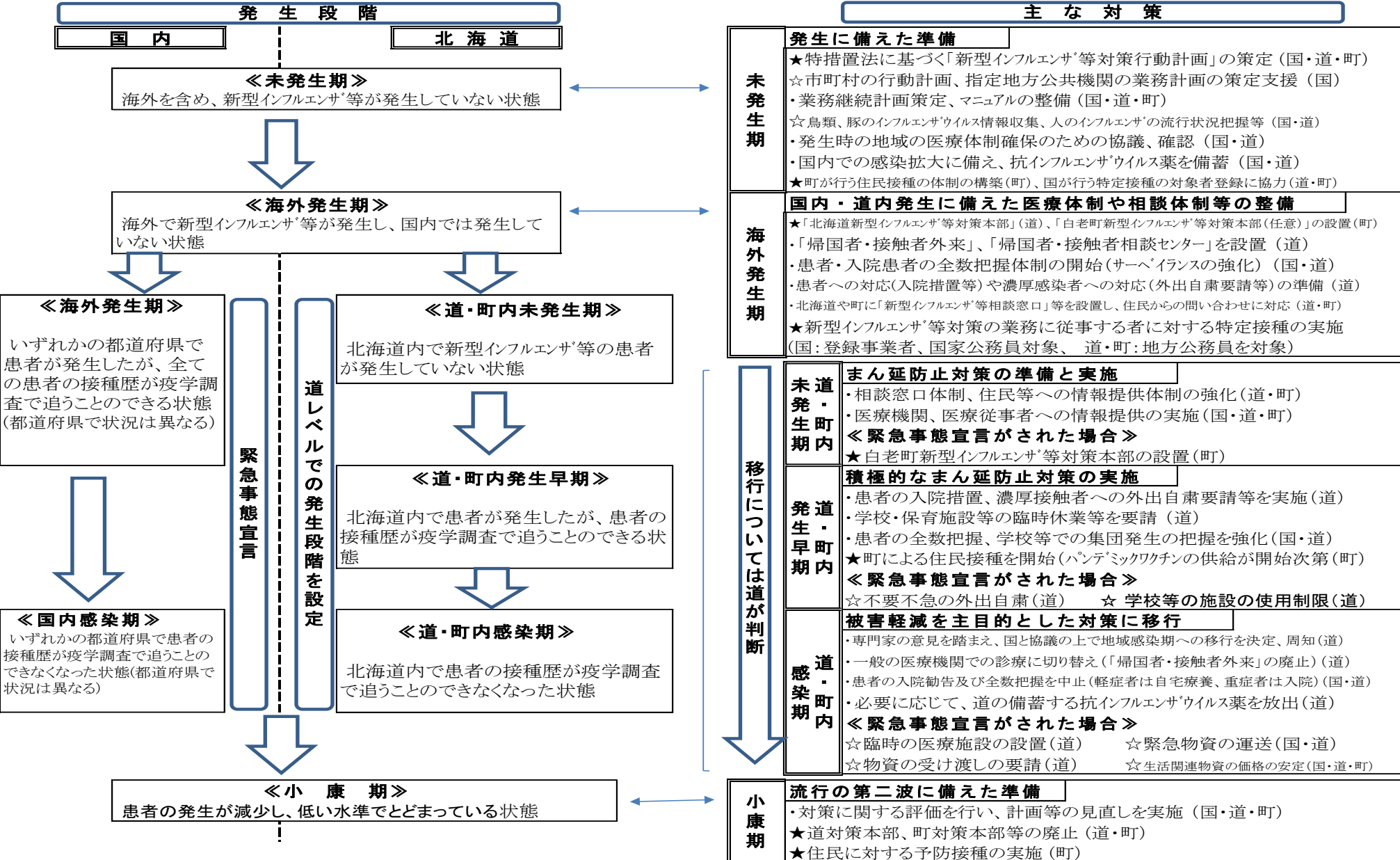


白老町新型インフルエンザ等対策行動計画 の概要

- 【ポイント】
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく行動計画（対象は新型インフルエンザ等特措法第2条第1項に規定する新型インフルエンザ及び新感染症）
 - 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載。従来の行動計画（平成21年？月）との主な変更点は次のとおり。
 - ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合に、北海道知事が行う不要不急の外出自粛等の要請等の根拠が法律で規定されたこと。
 - ・ 対象に新感染症を加えたこと。
 - ・ 指定地方公共機関の役割、基本的人権の尊重、対策実施の記録の作成・保管について、新たに規定したこと。



注：★のついた対策は、町の計画に新たに追加された事項
 ☆のついた対策は、国・道の計画に新たに追加された事項